秘密保持契約書

RakuCloud株式会社（以下「甲」という。）と、申し込みフォームの会社名・事業者名欄に記載された事業者（以下「乙」という。）は、Webサイト・API等の脆弱性診断及び関連する改善支援の検討・実施（以下「本目的」という。）に関し、次のとおり契約する。

第1条 秘密情報

1 秘密情報とは、本目的に関連して一方当事者（開示者）が相手方（受領者）に開示し、又は受領者が閲覧、取得若しくは知り得た非公知の情報をいう。システム構成、ソースコード、認証情報、顧客・取引情報、個人情報、脆弱性、検証結果、診断報告書及び診断の過程でアクセス可能となった情報は、秘密表示の有無や提供方法を問わず含まれる。

2 受領者が証明できる、受領時に公知の情報、自己の責めによらず公知となった情報、従前から適法に保有していた情報、守秘義務なく第三者から適法に得た情報及び秘密情報によらず独自に開発した情報は除く。ただし、個人情報の法令上の保護義務は免れない。

第2条 利用及び開示の制限

1 受領者は、秘密情報を本目的以外に利用せず、必要最小限の複製にとどめ、善良な管理者の注意をもって管理する。取得情報を営業活動、他の顧客の診断、研究発表又はAIの学習に利用してはならない。

2 受領者は、本目的に必要な自己の役員・従業員及び法令上守秘義務を負う専門家に限り、必要な範囲で開示できる。これら以外の者への開示は、開示者の事前の書面又は記録が残る電磁的方法（以下「書面等」という。）による承諾を要する。受領者は、開示先に同等の義務を課し、その履行について責任を負う。

第3条 再委託と国外取扱い

1 甲は、外部診断員等への再委託又は再々委託を行う場合、相手方、担当業務、取扱情報、作業国・保管国及び安全管理措置を乙に示し、事前に書面等で承認を得る。甲は再委託先を監督し、その行為について本契約上の責任を負う。

2 国外からのアクセス、国外保管及び外国にある第三者への個人データの提供は、乙の事前承認と適用法令上必要な措置の完了を条件とする。乙の承諾のみで本人同意等の法的要件を代替できるものではない。

第4条 安全管理と事故通知

1 受領者は、権限の限定、通信・保管の暗号化、端末管理及びアクセス記録等の適切な安全管理措置を講じる。未承認の個人端末、個人用ストレージ、生成AI又は外部サービスに秘密情報を保存・入力・送信してはならない。

2 漏えい、滅失、毀損、不正利用又はこれらのおそれを認識したときは、直ちに被害拡大防止に着手し、判明事項を遅滞なく、遅くとも認識から24時間以内に相手方へ第一報する。原因未確定でも通知し、続報、証拠保全、調査及び是正に協力する。この期限は法令上の期限を延長しない。

第5条 法令等に基づく開示

法令又は権限ある機関の命令により開示が必要な場合、受領者は必要最小限の範囲で開示できる。法令上許される限り事前に、困難な場合は事後速やかに開示者へ通知し、秘密性の保護に協力する。

第6条 返還及び削除

1 本目的の終了又は開示者の請求があった場合、受領者は必要性がなくなった秘密情報及びその複製を返還又は復元困難な方法で削除し、求めに応じて完了を書面等で報告する。診断情報の取扱いは、同時に同意する診断実施契約書の定めに従う。

2 法令による保存義務又は現実の紛争・事故に必要な証拠保全がある情報は、根拠、対象及び期間を相手方へ通知して必要最小限で隔離保管できる。通常の業務利用を禁止し、必要性消滅後に削除する。バックアップを理由に無期限に保管してはならない。

第7条 権利と公表

1 本契約のみでは、知的財産権の移転又はシステムへのアクセス許諾を意味しない。実際の診断・侵入可否の確認は、申し込み時に同時に同意する診断実施契約書、対象URL、実施可能期間・時間帯及び明示的な診断実施許諾の範囲に限る。

2 顧客名、ロゴ、取引の事実、診断結果、脆弱性の内容及び事例は、相手方の事前承諾なく公表しない。匿名化した事例の公表も同様とする。ただし、第5条に該当する開示及び同時に同意する診断実施契約書第12条第2項に定める実績の掲載はこの限りでない。

第8条 違反への対応

違反又はその具体的なおそれがある場合、相手方は利用・開示の停止、回収、削除その他必要な措置を求めることができる。違反当事者は、自己の責めに帰すべき違反により相手方に生じた損害について、法令及び別途明示的に合意した契約に従い責任を負う。

第9条 期間及び存続

1 本契約は締結日から1年間有効とする。終了日の30日前までにいずれからも更新しない旨の書面等による通知がなければ、同一条件で1年間更新し、以後も同様とする。

2 秘密保持及び目的外利用禁止義務は終了後5年間存続する。ただし、個人情報、認証情報及び営業秘密は、その情報が適法に保護を要する間存続する。返還・削除、権利・公表、違反対応及び準拠法等の条項は性質上必要な限り存続する。

第10条 準拠法及び契約の成立

本契約には日本法を適用し、紛争について東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。定めのない事項は誠実に協議する。乙の契約締結権限を持つ担当者が本契約に同意して申し込み、申込内容が甲の受付システムに記録された時点で本契約が成立する。通常は別途の署名・押印を要しない。甲は同意した本文、版、受付番号、受付日時及び申込者情報を記録し、乙は本書を保存できる。